

電力・ガス・食料品等
価格高騰重点支援給付金



物価高騰対策として、住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯に給付金を支給します。

《支給額》 ※2月下旬から振込開始予定
3万円/1世帯

※18歳以下の子どもがいる世帯に、子ども1人当たり2万円を加算支給します。

《対象世帯》 ※世帯員全員が下記の全てに該当する世帯

- 2024年12月13日時点で本市の住民基本台帳に記載されている
- 2024年度の住民税所得割が課税されていない

※住民税所得割課税の所得を申告していない方がいる世帯、および住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外です。

《給付の流れ》

「確認書兼支給決定通知書」が届いた世帯は原則手続きが不要です。通知書に記載されている口座へ給付金を振り込みます。

※下記の場合は手続きが必要です。

- 支給要件に当てはまらない場合
- 記載内容に相違がある場合
- 記載された口座と違う口座への振り込みを希望する場合
- 支給を希望しない場合

☎社会福祉課 価格高騰重点支援給付金担当係
☎お太助フォン 42-2129 ☎42-2130

後期高齢者医療制度
医療費通知を送付します

どの程度医療機関を受診しているかを知り、健康と医療に対する関心を深め、診療日数や医療費に誤りがないかを確認するため、医療費通知を送付します。医療費通知は確定申告の医療費控除にも利用できます。

《送付時期》

- 1回目…1月末(2024年1月～10月診療分)
- 2回目…3月中旬(2024年11月、12月診療分)

《通知書の様式》

- はがき(通知件数が20件までの被保険者)
- 封書(通知件数が21件以上の被保険者)

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 期間中に後期高齢者医療の資格がある方
 - 期間中に医療機関を受診している方
- ※資格喪失者・DV支援対象者・医療費通知送付停止申出者は送付対象外です。

■医療費通知に関する問い合わせ

- 医療費通知お知らせコールセンター
☎050-3385-1009(1月末から受け付け)
月～金曜(祝日を除く)
8:30～17:15

※2024年中に75歳になった方や、広島県へ転入した方のそれ以前の医療費通知は、前に加入していた医療保険の窓口へ問い合わせてください。

☎保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

2025年度
安芸高田市奨学金 奨学生募集



学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校への修学が困難な方へ、修学上必要な学資金の一部を貸し付けます。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 奨学金貸付を希望する本人、または扶養している家族の住民票が1年以上本市にある方
- 高校や大学などに在学している方
- 市が定める基準※「経済的理由で修学が困難である者」に該当する方

※市が定める基準
「経済的理由で修学が困難である者」の目安例

| | |
|--|---------------|
| 「父(給与収入)」「母(無収入)」「本人(大学生)」「妹(中学生)」の4人世帯を想定した場合 | 世帯の収入が639万円以下 |
|--|---------------|

- 学習状況が良好な方
- 国や地方公共団体などが行っている他の奨学金を受けていない方(給付型奨学金は併用可)
- 連帯保証人を2人立てられる方

《申請時必要書類等》

- 奨学金貸付申請書
- 所得を証明する書類(本人が生計を営む場合は本人、その他の場合は世帯全員分)
- 在学証明書
- 世帯全員の住民票
- 個人情報閲覧に関する同意書

《受付期間》

2月3日(月)～4月18日(金)

《受付・提出窓口》

教育委員会事務局 教育総務課

※申請書は受付窓口に設置しています(市ホームページからダウンロードできます)。

※郵送での提出はできません。

《貸付の決定》

収入状況などをもとに、安芸高田市奨学金審査会で審査の上、可否を決定し申請者へ通知します(6月下旬頃)。

■奨学金返還免除制度

市の奨学金を利用していた方で、一定の要件を満たしている場合は奨学金の返還を免除します。

☎教育総務課 総務係
☎お太助フォン 42-0049 ☎42-4396

国保だより

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

柔道整復師の施術には、国民健康保険(国保)が適用される場合とされない場合があります。柔道整復師にかかるときは誤った内容にならないよう原因を正しく伝え、施術後は請求内容に誤りがないか確認してください。

国保が適用されるもの

- ☑ 急性、亜急性(急性に次ぐ)の外傷性の打撲、ねんざ、挫傷(肉離れなど)
- ☑ 医師の同意がある骨折、脱臼
- ☑ 応急処置で行う骨折、脱臼(応急手当後の施術には医師の同意が必要)

国保が適用されないもの

- ☒ 同じ傷病の治療を整形外科などで受けている
- ☒ 日常生活での単純な疲労や肩こり、腰痛など疲労回復を目的としたもの
- ☒ 神経痛、リウマチなど慢性病からの痛みやしびれ
- ☒ 症状の改善がみられない長期にわたるもの
- ☒ 通勤中や勤務中に受けた負傷
- ☒ けんかや交通事故によるもの

■療養費支給申請書は必ず自分で署名する

受療者が柔道整復師に国保への療養費請求を委任される場合は、負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、受取代理人の欄に必ず本人が署名してください。

■領収書は必ずもらう

領収書は必ずもらい、金額を確認してください。高額療養費の申請や確定申告の医療費控除の際に必要な場合がありますので、大切に保管してください。

皆さんが納めた国民健康保険税を適正に使用するため、施術内容を文書で確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619

健康づくりと介護予防

はっらっ健康教室

教室内容 健康づくりと介護予防のための筋力維持・強化運動

対象 65歳以上で、医師から運動制限を受けていない方

開催時間 13:30～15:30

申込 不要 参加費 無料

※水分補給のための飲み物を持ってきてください。

※美土里会場に参加する方は屋内シューズを持ってきてください。

☎健康長寿課 健康推進係 ☎お太助フォン 42-5633

2月は
血管年齢測定も
行います

〈2月の開催日程〉

| | |
|--------|----------------|
| 4日(火) | 甲田文化センターミュージズ |
| 5日(水) | 向原生涯学習センターみらい |
| 12日(水) | 美土里生涯学習センターまなび |
| 19日(水) | 八千代文化施設フォルテ |
| 20日(木) | 高宮田園パラッツォ |
| 25日(火) | クリスタルアージョ |